

発議第 4 号

地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 7 月 10 日

提出者

市民環境教育委員長 尾崎 剛司

地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書

インターネットの普及や高齢化の進展など、社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、地方自治体の消費者行政の取組は、これまで国による地方消費者行政活性化交付金・地方消費者行政推進交付金を活用しながら、その充実・強化が図られてきた。

しかし、この交付金措置が平成 29 年度にて一区切りを迎えるなど、国による従来の交付金の活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取組の後退が懸念されている。

地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

加えて、若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっているが、地方自治体では消費者行政を担当する職員はほとんど増えていない。消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、消費生活相談員などの専門人材の確保や担当する職員の資質の向上等の体制強化が重要である。

よって、国においては、地方消費者行政の充実・強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取組については、恒久的な財政支援を行うこと。
2. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官〕